**１　地域包括支援センターの運営指針等について（意見聴取）**

**２　地域包括支援センターの令和４年度事業計画・収支予算（案）について（意見聴取）**

　　次のとおり令和４年度の地域包括支援センターの運営指針及び令和４年度地域包括支援センター事業計画・収支予算（案）について意見を聴取するもの。

（１）意見徴収の理由

　　　逗子市介護保険条例施行規則　第60条第1号の規定による（以下抜粋）

　　　（所掌事務）

第60条　条例第26条に規定する逗子市地域包括支援センター等運営協議会（以下「協

議会」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)法第115条の46第２に項又は第3項に規定する地域包括支援センターの業務の委託又は設置及び運営について意見を述べること。

（２）概要

**１　地域包括支援センターの運営指針等について**

**（資料１に記載）**

　２　**地域包括支援センターの令和４年度事業計画・収支予算（案）について**

**基幹型地域包括支援センターについて**

**・事業計画について（資料２－１）**

　（令和４年度の主な取組み）

昨年に引き続き高齢者中心の支援から、複合的な課題を有する者（8050世帯や介護や育児のダブルケアなど）への支援をする福祉全般の相談機能を有する窓口となる。

また、「元気な高齢者を増やす取組」として、健康増進と介護予防を進め、若いころから元気に過ごす健康増進と積極的な介護予防に取組む。

**東部地域包括支援センタ**ー

**・事業計画について（資料２－２）**

（令和４年度の主な取組み）

フードドライブ・ラジオ体操・ポールウォーキング等感染症対策を十分に行ったうえで、目的を持った外出の機会を作り継続する。

オーラルフレイル予防のため作成した「お口の体操」の普及啓発を様々な方法で実施する。

また、多世代・多方面での地域住民が集える居場所作りを地域住民と一緒に行う。　「重層的支援体制整備事業」の活動内容の充実に向け、相談支援包括化推進員と協働

しながら行う。

**・収支予算書について（資料２－３）**

**中部地域包括支援センターについて**

**・事業計画について　　（資料２－４）**

　　　（令和４年度の主な取組）

商店街の方々に認知症の方の支援方法や理解を広め、多世代・他分野で気軽に触れ合える居場所づくりの提供。

また、おれんじカフェ、家族会への継続的な支援を行う。

**・収支予算書について　（資料２－５）**

**西部地域包括支援センターについて**

**・事業計画について　（資料２－６）**

（令和４年度の主な取組）

コロナ禍で難しい面もあるが、感染対策を講じ、一層生活支援コーディネーターと協働し世代を問わず参加できる通いの場等、機会の拡充が図られるよう努める。

**・収支予算書について（資料２－７）**